ミニ集会 消費者による「食品表示一元化」検討会

食品表示の制度には、食品衛生法、健康増進法、JAS 法、牛トレーサビリティー法、米トレーサビリティー法、景品表示法、不正競争防止法、計量法、酒税法等々の様々な法令と複数の行政機関がかかわり、消費者にも事業者にも大変わかりにくくなっています。昨年 3 月に閣議決定された消費者基本計画に基づき、消費者庁は食品表示にかかわる制度を一元化することとしました。本年 9 月 30 日より、「食品表示一元化検討会」も開催されることになりました。

一方、対象とする表示は、狭い意味での食品ラベル表示ではなく、ラベル以外の容器・包装の表示、カタログ、パンフレット、新聞・雑誌の広告、テレビの広告、インターネットの広告、店頭での掲示、等を含むべきであるとの消費者の意見もあります。また、個別の課題としては、(1)原産国・原産地についてのルールの見直しと対象の拡大、(2)アレルギーにかかわる特定原材料の対象物質の拡大、(3)遺伝子組換え技術を使用した全ての食品・食品添加物の表示義務化、(4)食品添加物の表示のルールを大幅に見直し、真の意味での「全面表示」の実現、(5)食塩摂取の低減化が求められている中での「ナトリウム」による表示を「食塩相当量」の表示への変更、(6)冷凍からチルドへの保存温度の変更による賞味期限の変更、冷凍から常温への保存温度の変更による賞味期限から消費期限への変更がみられる、いわゆる「保存温度変更食品」の流通に鑑み、製造日の併記(尚、保存温度変更日は製造日とみなさない)、(7)製造者の住所・氏名についての固有記号の制度の廃止など、消費者と事業者の信頼関係の再構築に繋がるための検討が必要です。また、消費者が表示の根拠が求めたときは、製造者や販売者がその根拠を開示することを徹底させ、科学的根拠への消費者のアクセス権を保証することも大切です。また、運用にあたっては、施行機関を消費

また、消費者が表示の根拠が求めたときは、製造者や販売者がその根拠を開示することを徹底させ、科学的根拠への消費者のアクセス権を保証することも大切です。また、運用にあたっては、施行機関を消費者庁に一元化するとともに、実効のある監視や商品検査を地方の消費者センターや国民生活センターが行えるように、設備、人員、予算を措置することも必要です。

消費者が主体となって、様々な立場や考え方の方々が集まり、食品表示の一元化を検討する場として、 このミニ集会を企画しました。(文責:中村幹雄)

日 時:2010年11月26日(土)午後1時30分~4時30分

場 所:島根ビル9階会議室 大阪市北区西天満 13-18

プログラム: ^(国迫)

(国道道1号線 西天満東交差点南西角から2軒目)

特別講演「歴史に学ぶ表示パワーと未来」

(30分)

山口英昌氏(教授、美作大学大学院・食環境科学研究室)

基調講演「食品表示と安全」

(30分)

石川直基氏(弁護士、日本弁護士連合会食品安全対策部長)

基調報告「消費者からみた食品表示の問題と課題」

(30分)

中村幹雄(客員教授、消費者庁「食品表示一元化検討会」・委員) 参加者発言(5分/人) 資料代:500円(印刷部数の関係で事前登録) 発言希望者は、申込書「発言」欄に〇印。原稿(A4で1枚):11月11日必着 主催:消費者による食品表示一元化をめざすネットーワーク(仮称)準備会

参加申込書 FAX: 06-6311-1484

発言	氏 名	連絡先住所	
所属		電話	FAX

連絡先: NPO 食品安全グローバルネットワーク mikio-nakamura@mopera. net

〒530-0047 大阪市北区西天満 3 丁目 13-18 島根ビル 5 階

電話:06-6311-1494 FAX:06-6311-1484